

平成29年度 各グループにおける事業説明について

業務部 業務グループ
(適用・徴収、債権)

平成 29 年 7 月 19 日

適用・徴収関係

1. 任意継続被保険者について
2. 限度額適用認定証の利用促進について
3. 被扶養者資格の再確認業務について

債権関係

4. 債権管理回収業務について

1. 任意継続被保険者について

○ 任意継続被保険者とは

健康保険の被保険者だった方が、ご本人の希望により退職後引き続き2年間は個人で健康保険の被保険者(任意継続被保険者)となることができます。

加入するための要件は、資格喪失年月日の前日(退職日)まで継続して2か月以上の被保険者期間があること。

提出期限は、資格喪失年月日(退職日の翌日)から20日以内に、住所地の管轄の協会けんぽへ申請書を提出すること。

保険料額は、退職時の標準報酬月額(上限28万円)×都道府県支部の保険料率となり、たとえば、60歳で標準報酬月額28万円の方は宮崎支部(健康保険料9.97%+介護保険料1.65%)では32,536円となります。

保険料の納付方法は、毎月月初に送付される納付書によりコンビニ等で10日までに納付するか、別途口座振替の申請を行い毎月1日に口座振替により納付する、もしくは前納により半年分や1年分を納付書により納付する方法があります。

初回分の保険料を納めないと被保険者資格が取り消され、2回目以降の保険料を納めないと納付期限の翌日で資格喪失になります。

○ 被保険者数の推移(各年度末現在:人)

宮崎支部における一般被保険者数と任意継続被保険者数の推移

被保険者	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
一般	211,765	214,712	217,943	222,965	227,541
(増減)	-	2,947	3,231	5,022	4,576
任意継続	4,566	4,503	4,132	4,122	4,235
(増減)	-	△63	△371	△10	113
合計	216,331	219,215	222,075	227,087	231,776
(増減)	-	2,884	2,860	5,012	4,689

一般被保険者数は、日本年金機構による適用促進対策の強化や好景気を反映して増加傾向にあり、また、任意継続被保険者は、非自発的失業者に係る軽減措置により保険料(税)が安い国民健康保険へ加入する方が多い等の理由により減少傾向にありました。

【課題・問題点】

- 任意継続被保険者の保険証の発行時期については、年金機構事務センターでの資格喪失処理の進捗状況により左右される。特に繁忙期は前納希望者が多く、4月中の納付に間に合わないため早期処理の申し入れを行った。
- 年金機構事務センターが平成30年1月に福岡へ統合(現在は福岡、佐賀、長崎が統合済)され、資格取得処理の遅延により一般被保険者の保険証の発行が遅れることが懸念される。

2. 限度額適用認定証の利用促進について

○高額療養費

70歳未満の被保険者・被扶養者が、同一の医療機関に対して1か月に窓口で支払った一部負担金・自己負担額が自己負担限度額(高額療養費算定基準額:被保険者の所得区分により額に差がある)を超えたときは、申請により超えた分が高額療養費としてあとで支給されます。高額療養費が支給されるのは診療月から4か月程度かかります。

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当(※)
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額53~79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ (区分ウ・エのうち市区町村民税が非課税の方)	35,400円	24,600円

※診療月以前から1年間に3回以上の高額療養費の支給を受けた場合は、多数該当となり4回目から自己負担限度額が軽減されます。

○限度額適用認定証

あらかじめ保険者(協会けんぽ等)に申請をして認定証を受けていれば、窓口での負担額そのものが、自己負担限度額までにとどめられます。(高額療養費の申請をしなくてよい。)

70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者証を提示すればよい。(非課税者を除く)

限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を設置するなどして利用促進の取り組みを行っています。

●医療機関への申請書設置

限度額適用認定証の制度周知・郵送化率向上・事務処理効率化を目的に、平成28年3月より宮崎県内107件の医療機関へ広報及び申請書の設置をお願いしている。

(100床以上:51件、50床以上100床未満:41件、50床未満:15件)

【広報の内容】

申請書・記入手引き・返信用封筒(受取人払)をセットにしたものの設置と、入院・手術時に病院からの事前説明と合わせて申請書類のセットを渡してもらうようお願いの文書を送付した。

また、広報の効果が高いと思われる医療機関(50床以上)については、直接訪問して協力を依頼している。

(100床以上:40件訪問、50床以上100床未満:24件訪問)

●各種説明会での周知

宮崎県社会保険協会主催の新任事務担当者研修会や健康保険委員研修会等で限度額適用認定証を使用することによる加入者のメリットや申請方法から交付までの流れ等を説明し周知を図った。

【平成29年度の予定】

●各種説明会での制度周知

●各種広報媒体での制度周知

●医療機関に設置している申請書に医療機関毎の番号を打っているのので、提出された申請書で分析を行い、利用率の低い医療機関へあらためて限度額適用認定証の利用をお願いをする。

3. 被扶養者資格の再確認業務

高齢者医療に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に行う。特に届出漏れが多い就職による「二重加入」を重点的に確認する。

●再確認対象者(平成29年度)

対象者は平成29年5月22日時点における被扶養者(日本年金機構において平成29年5月19日に処理された記録まで含む)。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1)平成29年4月1日時点において18歳未満の者
- (2)平成29年4月1日以降に被扶養者となった者
- (3)任意継続被保険者の被扶養者

●事業主に送付するもの

- (1)被扶養者状況リスト(被扶養者の一覧)
- (2)説明用リーフレット
- (3)被扶養者調書兼異動届(扶養から外すための届)
- (4)返信用封筒(本部私書箱あて)

●再確認業務の流れ

- (1)事業所への被扶養者状況リスト等の送付(平成29年6月9日から6月30日まで7回に分け送付)
- (2)事業主による被扶養者状況リストの確認及び提出(提出期限:平成29年7月31日)
 - ①再確認対象者を扶養する被保険者に被扶養者に該当するか否かを確認
 - ②削除となる者がいる場合は「被扶養者調書兼異動届」を作成し保険証を回収
 - ③被扶養者状況リスト(②の場合は届書等を添付)を提出
- (3)委託業者による被扶養者状況リスト等の回収及び支部への送付
- (4)被扶養者状況リスト等の内容確認及び日本年金機構事務センターへの被扶養者調書兼異動届の回送

【平成28年度の実績】

- 送付対象事業所数 11,796件 (全国:1,205,743件)
- 提出事業所数 9,957件(提出率:84.41%) (全国:1,020,771件、84.66%)
(内訳 本部私書箱受付件数:9,814件、支部直接受付件数:143件)
- 未提出事業所件数 1,839件 (全国:184,972件)
- 被扶養者削除人数 858人(27年度:825人) (全国:70,069人) (27年度:72,898人)
- 効果額 (全国:高齢者医療拠出金:22.7億円、医療費の適正化:9.9億円)

【現状における課題】

- 提出率が全国平均より低いため、提出率を上げるための取り組み。
- 就職により自分の保険証があるにも関わらず被扶養者のままとなっている方が多い。
そのための広報や説明会での周知をしっかりと行うとともに、引き続き年金機構との連携を図る。
- 遡及して扶養解除を行うケースが多く、保険証を使っていることもあり医療費の返還金(返納金)が多く発生し、その額も大きくなる。

4. 債権管理回収業務について

○債権とは

「全国健康保険協会の債権の管理に関する規定」において、「協会の債権」及び「債権」とは、金銭の給付を目的とする協会の権利をいう。

○債権の種類

(法:健康保険法)

- ①保険給付返還金(法第58条第1項)・・・偽りその他不正の行為により受けた保険給付の返還金
- ②事業主徴収金(法第58条第2項)・・・上記(第58条第1項)に係る事業主からの連帯徴収
- ③診療報酬返還金(法第58条第3項)・・・保険医療機関等からの返還金(加算金を含む)
- ④一部負担徴収金(法第74条第2項)・・・保険医療機関等からの請求に基づく一部負担金の徴収
(協会の債権ではない。)
- ⑤事業主徴収金(法第109条第2項)・・・事業主から受けるべき報酬が支払われなかったために支給した傷病手当金又は出産手当金にかかる事業主からの徴収金
- ⑥延滞金(法第181条)・・・徴収金にかかる延滞金
- ⑦損害賠償金(民法第709条)・・・損害賠償請求権の代位取得(健康保険法第57条第1項)
- ⑧返納金(民法第703条)・・・①保険給付過払い等によるもの(傷病手当金と年金との調整等)
②療養の給付の被保険者からの返納金(資格喪失後受診等)
- ⑨高額医療貸付返済金・・・高額療養費の貸付にかかる返済金
- ⑩出産費用貸付返済金・・・出産育児一時金の貸付にかかる返済金

【平成28年度の取り組み実績】

被保険者証回収催告実績

(件)

保険証		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
催告 状 発行	一般	854	593	256	250	197	235	157	120	103	134	159	176	3,234
	任継	18	136	81	87	71	69	77	72	55	68	48	63	845
電話 催告 実績	一般	30	21	15	5	6	12	19	17	10	12	6	3	156
	任継	23	16	20	28	24	22	27	49	35	24	20	18	306

被保険者証の回収率(平成29年4月14日現在) 一般 宮崎支部:98.86%(全国:96.96%)
任継 宮崎支部:94.54%(全国:95.05%)

納付催告等実施計画及び実績

(件)

返納金		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
発生 件数	計画	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
	実績	92	159	114	85	108	143	89	110	161	203	86	38	1,388
電話 催告	計画	110	110	110	150	110	110	110	110	150	110	110	110	1,400
	実績	156	125	172	233	150	111	111	105	130	169	172	208	1,842
訪問 催告	計画	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
	実績	10	30	21	29	31	20	20	20	20	45	50	30	326
法的 手続 ※	計画	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48
	実績	0	7	11	2	9	8	6	7	10	9	5	3	77

※法的手続は簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行っている。(訴訟手続による履行の請求)

【平成28年度 債権回収率】

()内は27年度実績

債権種別	年度区分	調定額(円)	回収額(円)	回収率	全国回収率
返納金	現年度	56,491,004	36,707,536	64.98%(71.31%)	65.05%(65.74%)
	過年度	41,965,311	12,426,108	29.61%(17.33%)	20.84%(14.82%)
損害賠償金	現年度	122,292,645	104,114,317	85.14%(96.26%)	91.89%(94.71%)
	過年度	8,268,914	2,038,540	24.65%(17.67%)	34.71%(28.99%)
診療報酬 返還金	現年度	11,821	11,821	100%(38.80%)	57.04%(74.10%)
	過年度	3,506,916	0	0.00%(－)	13.56%(14.57%)

【返納金の内訳(現年度)】

内訳	区分	調定	回収	回収率	全国回収率
無資格受診	件数(件)	1,063	816	76.84%	68.90%(66.86%)
	金額(円)	17,305,486	9,546,669	55.17%	53.91%(49.14%)
業務上傷病	件数(件)	40	39	97.50%	92.31%(92.85%)
	金額(円)	2,518,168	2,492,534	98.98%	88.84%(89.26%)
傷病手当金 障害年金調整	件数(件)	132	105	79.55%	76.80%(78.65%)
	金額(円)	32,070,215	22,114,330	68.96%	72.93%(78.57%)
傷病手当金 老齢年金調整	件数(件)	31	25	80.65%	82.22%(79.74%)
	金額(円)	2,794,679	1,712,390	61.27%	68.08%(72.10%)
その他	件数(件)	43	39	90.70%	87.53%(89.12%)
	金額(円)	1,802,456	841,613	46.69%	59.49%(80.61%)

【現状における課題】

○交通事故による損害賠償金については、加害者が任意保険に入っていないケースが多く、個人に対して多い時には数百万円も請求しなければならず、回収が難しい。

(参考)自動車保険都道府県別加入率(2015年3月末)

対人賠償保険 加入率 宮崎県:58.7% 全国:73.8%

○返納金債権を発生させない(無資格受診防止の)ための取り組み。(広報や保険証返納催告)

○発生した場合は速やかに回収を行わなければ回収が難しくなる。そのためには現年度発生分の回収の徹底が必要である。

○労働災害、通勤災害の無届出による健康保険の使用

○債権回収実績の都道府県単位保険料率への反映について(平成30年度から)

【平成29年度の取り組み】

○債権発生防止の取り組み

- ・保険証未返納者に対する返納催告の強化
- ・事業主に対する資格喪失時の保険証回収の徹底
- ・任意継続被保険者に対する資格喪失後の保険証回収徹底
- ・各種広報媒体の活用

○債権回収の取り組み

- ・現年度債権の早期回収に向けた取り組み
- ・文書催告、電話催告及び訪問催告の実施
- ・債権額に応じた催告手法の選択
- ・法的措置の実施
- ・債権回収強化月間の設定
- ・保険者間調整の積極的な実施